

佐賀県神社庁支部長会並びに
協議員会 開催

去る七月二十日神社庁二階会議室において、佐賀県神社庁支部長会が開催された。次第により神殿拝礼、神社庁長挨拶、諸般の報告の後、座長として村田副庁長が選出され、議事が進行された。議事として①令和四年度佐賀県神社庁事業報告、②令和四年度佐賀県神社庁一般会計歳入歳出決算及び特別会計収支計算書、③令和五年度神宮大麻暦頒布活動について、④県内の不活動神社現状並びに解決方途の検討について、⑤文化庁宗務課による「宗教行政の適正な遂行について(通知)」の各都道府県宗

教法人事務担当課発出について、⑥神職総会並びに時局研修会の開催について、⑦国民精神昂揚運動合同研修会について、⑧神道政治連盟佐賀



県本部事項について、⑨伊勢神宮崇敬会事項について、⑩第七十五回九州各県神社庁連合会神職総会について、⑪その他についてがそれぞれ審議され、同月二十七日に開催される神社庁協議員会に上程される議案を審議した。

追而、二十七日午後二時より定例の神社庁協議員会が平和会館三階「神殿の間」において開催された。先ず神殿を拝礼した後、昨年七月開催の協議員会以降、逝去された県内神社関係者に黙祷が捧げられ、永代副庁長が開会の辞を述べ、続いて徳久庁長が挨拶した。事務局より諸般の報告があった後、栗原議長、溝上副議長が所定の席に着き、議事が執り進められた。議案第一号「令和四年度佐賀県神社庁事業報告の件」、議案第二号「佐賀県神社庁一般会計歳入歳出決算及び特別会計収支計算書の件」がそれぞれ上程され、質疑を交わしたのち、採決により承認された。

次に報告事項として、①国民精神昂揚運動合同研修会について、②神職総会及び時局研修会について、③県内不活動神社の現状について、④神道政治連盟佐賀県本部事項、⑤神宮崇敬会佐賀県本部事項が資料に基づき説明された。

各質疑を終え、栗原議長、溝上副議長が降壇、閉会の辞を村田副庁長が述べ、神殿を拝礼し散会となった。

九州北部豪雨

管内神社も被災

令和五年七月十日の明け方以降、九州北部では線状降水帯が相次いで発生し、記録的な大雨となりました。佐賀県では七月七日の降り始めからの降水量は鳥栖市と佐賀市北山で四〇〇mmを超えるなど、七月の平均降水量の八割が短期間のうちで降ったと報道されています(佐賀地方気象台調べ)。

ここ数年、佐賀県神社庁管内では平成二十八年の豪雨災害を皮切りに毎年のように神社が被災し、今回まで

その数は五十一社に登ります。特に平成三十年には唐津市浜玉町東山田鎮座「野田神社」(限本次宏宮司代務者)、令和元年には佐賀市富士町小副川鎮座「天満神社」(古川勝茂宮司)の本殿以下拝殿が土砂によって倒壊するなど、神社建物に甚大な被害が生じることも珍しくありません。今回の豪雨でも、残念なことに神崎市脊振町服巻鎮座「脊振神社」(田中雅治宮司)で土砂崩れによる本殿被害、唐津市浜玉町平原鎮座「今坂神社」(限本真由美宮司)で大量の川水・土砂の流入によって拝殿倒壊といった被害が報告されています。

それを受けて、七月十日には参事が脊振神社の状況を確認、また今坂神社については何らかの被害が生じていると限本秀隆祢宜からの連絡を受けたものの、当該地区では大規模な土砂災害が発生しており、行方不明者の救助も行われていたことから、地元国会議員、県議の協力を得て七月二十一日になって初めて被害状況の確認に至りました(今坂神社には七月二十五日に正副庁長も視察を行っている)。

近年頻繁に発生する豪雨水害に関

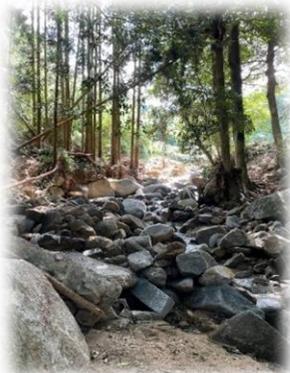
しては、梅雨明け以降も台風とともに大雨がもたらされることも過去にはありましたので、出来る限り防災、減災に対するの備えをお願い申し上げます。

また、万が一、神社建物や工作物に被害が生じた際には、神社被災報告書の御提出を戴きますよう併せてお願い致します。

此の度、各地にて被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。



唐津市浜玉町平原鎮座
今坂神社 被災状況



行事予定

八月

三日 総代会役員・支部長会

四日 総代会評議員会

四日 神職子弟の集い

十三日 佐賀縣護國神社みたま祭

(十五日迄)

十五日 戦争犠牲者慰霊祭並祖国

復興祈願祭 於相知町

二十四日 雅楽研修会 於佐嘉神社

二十六日 九州地区神社保育講習会

於唐津市

二十九日

神職総会

時局研修会

三十日 神社庁役員会

九月

四日 神宮大麻奉送

六日 全国神社総代会大会

於群馬県

十二日 創立七十五周年記念第七

十三回全国敬神婦人大会

於宮崎県

十四日 第四十回神社本庁神道教

学研究大会 於神社本庁

十五日 千栗八幡宮例祭

十六日 田島神社例祭

十七日 神宮大麻曆頒布始祭

伊勢神宮崇敬会地方本部
事務局長会
二十六日 神宮大麻暦頒布始奉告祭
神社庁役員会
第三回教化委員会

事務連絡

令和五年七月三日付秘書発第二二三三号
神社本庁秘書部長心得発・神社庁長宛

▼敬神功労章の内申について

標記の件、敬神功労章授与規程細則第三条第三項及び第四項の定め通り、八月末日迄に御提出願ふ事になつてをりますので、提出期日に遅れ、選考委員会の審査に漏れる事のないやう御提出願ひます。

尚、神社名並びに氏名には必ず「フリガナ」を付け、申請神社の宮司名及び住所を付せられるやう、併せてお願ひ致します。

以上

敬神功労章について

敬神功労章授与規程第一条に「神宮並びに神社の役員及び総代その他の氏子崇敬者にして特にその功績顕著なる者には、(中略)統理に於てその功績を顕彰し、敬神功労章を授与

する。」とあり、役員・総代は勿論、当該神社を崇敬される方々総てを対象としてゐる事が規定されてをります。

第二条には、敬神功労章の種別が定められてをり、上位から特別功労賞(金章)・功労章(銀賞)・有功章(七宝章)の三等級となつてをります。

令和五年七月四日付教化発第一〇〇号
神社本庁教化広報部長発・神社庁長宛

▼「夏休みカレンダー」発行の件

標記の件、例年御活用戴いてゐる「夏休みカレンダー」、本年B5判二つ折りとして、表紙にはカレンダー、

中面には、境内図や参拝の作法、神社に関するクロスワードを掲載しました。また、裏表紙では、鎮守の森について説明し、鎮守の森で見つけた生き物を書くスペースを設けてゐます。つきましては、御参考までに見本誌一部を送付しますので、御査収願ひます。

尚、本冊子は、『月刊若木』七月号紙面で紹介する予定です。

記

一、教化資料

「夏休みカレンダー」 B5判

二つ折り 両面カラー印刷

一、頒価

無料(送料は着払ひで御負担下さい)

一、その他

御入用の際は、神職専用サイト、もしくはメール、ファックスにて希望部数、発送先住所、電話番号を御記入の上、御注文下さい。

各神社からの要望には、送料着払にて直接頒布することとし、神社庁宛送付の場合のみ送料を神社本庁が負担致します。

メール Kyoka@jinjahoncho.or.jp

FAX 〇三―三三七九―八二九九

以上

令和五年七月十日日本奉発第二八号

神社本庁総長発・神社庁長宛

▼第六十九回伊勢神宮新穀感謝祭齋行につき御協力方依頼の件

標記の件、伊勢神宮崇敬会より恒例の新穀感謝祭にかかる協力依頼が参つてゐることかと存じます。

本件は、国民総参宮お機運昂揚を

図り、変はらぬ神宮への奉賛を繋いでゆきための意義深い行事と存じますので、貴職におかれましても趣旨御賢察の上、齋行に際してお力添へを下さいますやう、管内への周知につき宜しく願ひ致します。

以上

令和五年七月十日財政発第一七号
神社本庁総長発・神社庁長宛

▼恩賜維持資金第二基金寄附周知について

神社本庁の諸行事につきましては、常々格別の御高配を賜はり厚く御礼申し上げます。

扱、御承知の通り、本庁設立当初、大日本神祇会より引き継がれました恩賜金につきましては、「恩賜維持資金設定並びに管理に関する規程」により、第一基金として維持管理され、また平成四年六月には、第二基金が新たに設置されました。

これは、本殿遷座祭や式年祭等に皇室より幣帛料を賜った神社や行幸啓に際して幣饌料を賜った神社を始め、鎮座祭、本殿遷座祭、式年祭等の大祭が齋行された全国の神社より、その記念または奉祝の故を以て本規

程の趣旨に御賛同の上、御寄贈を賜はり、将来その果実を以て、全国包括下神社に供する本庁幣の基金とするものであります。

つきましては、何卒この趣旨を御賢察戴き、管内の神社に御周知の上、御賛同を賜りますやう願ひ申し上げます。

尚、御参考迄に、本資金第二基金の収納状況について一覽を添付致します。

以上

※参考資料 略

令和五年七月十八日総務発第四二号
神社本庁総長発・神社庁長宛

▼令和五年法人土地・建物基本調査について

この度、国土交通省・建設産業局では、五年毎に実施する標記調査を令和五年七月より実施する旨、別紙の通り、神社本庁宛協力方依頼がありました。

本調査は、法人の土地及び建物の所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、総合的な土地政策のために必要な基礎資料を得ることを目的

とした統計調査で、平成五年より開始され、今回は平成三十年と同様の内容にて実施されるものです。国勢調査同様、基幹統計調査に指定されてゐる極めて重要な調査であり、国内一九六万人の中から統計的手法により抽出された約五一万の法人が対象となつてをります。

当該調査内容は、神社が所有する土地及び建物の面積と利用状況など、何れも基本的な事項でありますので、夫々の神社(含、神社庁)備付の諸台帳の記載に基づき、御回答戴くことと対応は可能と存じます。

尚、調査対象神社には原則として調査票Aが送付されますが、必要に応じて調査票Cも併せて同封されることですので、適宜御対応戴きたく存じます。

然し乍ら、兼務神社にあつては、特に調査用紙の受取り不能が予想され、都道府県庁から事前照会も含めて想定されmすので、可能な限り御協力願ひたく、予め管内神社の神職に対し周知徹底方宜しく願ひ申し上げます。

つきましては、参向資料として配布予定の調査概要、当該調査票及び

パンフレットを同封しますので御確認の上、御不明な点がありましたら、別紙の問合せ先へ照会下さいませやう重ねてお願い申し上げます。

以上

※資料二種同封(宮司宛)

参照URL

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk17_000001_00025.html

令和五年七月十八日研祭発第二二号
神社本庁総合研究所長発・神社庁長宛

▼第四十回神社本庁神道教学研究大会開催の件

標記の件、神社本庁総合研究所では、例年神道教学研究大会を開催し、斯界の教学振興に努めてをります。第四十回研究大会を令和五年九月十四日(木)に別紙「開催要綱」の通り開催することとなりました。

つきましては、貴管内神職・神社庁研修所講師各位に御参加戴きたく、左記に御配慮の上、参加希望者を取り纏めて御推薦下さいませやうお願い申し上げます。

記

一、本研究大会は、原則として自由参加となつてをります。研修会ではございませんので、参加者にはこの旨御周知下さい。

一、開催趣旨を御賢察下さり、神道教学に関心を寄せてゐる神職及び神社庁研修所講師の参加が戴けますやう御配慮願ひます。

一、主会場での参加が叶はない方にはウェブ会議システムを用ゐたりモートでの視聴を認めます。貴管内で希望者のある場合、神社庁或いは任意の神社等、各都道府県でサテライト会場を一箇所設置戴き、併せて電子メールアドレス及び日中連絡可能な担当者の電話番号を、同封の回答用紙でお知らせ下さい。追つて「ZOOM」からの招待メールをお送り致します。

尚、会場アカウントの設定等はお任せ致しますが、音声入力等については主催者側で操作することがございますことを予め御了承下さい。

一、旅費等の経費は、参加者の自己負担と致しますので、予め御承知置

き下さい。

一、令和五年八月二十五日(金)までに、同封の回答用紙により参会者名簿を御回示下さい。

以上

要綱抄

一、日時
令和五年九月十四日(木)
午前十時〜午後四時四十五分

一、会場
神社本庁

一、主題
「再考、神職とは何か〜近世・近代における神職の諸相や組織から考へる」

一、参加対象
神職及び神社庁研修所講師、
教学顧問、教学委員、研修委員、
各神職養成機関の教職員

※詳細は神社庁までお問合せ下さい

◆◆◆教化委員たより◆◆◆
稲佐神社宮司 笠原 猛

教化委員会では部会ごとに事業に取り組んでおるところです。私は第三部に所属しておりますが、社務・私用で時間の折り合いがつかず、未だ一度の出席も叶わない状態で申しわけない限りですが、栗原部

会長を始め部会員の積極的な発信により事業が進められて居ります。部会では現在「神社Q&A」シート作成に取組中、神社に対するよくある質問と答えを抽出し神社への理解と啓発を高めましょうと言うものですが、例えば

Q、おみくじは結んで帰るのですか？

A、おみくじは神さまからのお手紙です。お守りと同じように粗末にならないように大切に持ち歩きましょう。そして時々は見返して神さまの言葉を確認いたしましょう。一定の期間が過ぎたら神さまに報告参拝し、感謝を込めて結んで帰りましょう。

Q、神社の参道の真ん中を歩いてはいけないのはなぜですか。

A、参道の真ん中は「正中(せいちゅう)」と言い「神座(しんざ)＝神様のいらっしゃる場所」と同様に尊い場所とされていきますので、むやみに歩いたり、やむなく横切るときは丁寧にお辞儀をして通りましょう。

Q、厄年とは何ですか？

A、厄年は災難が多い年齢と伝えられていますが、わかりやすく言うと人生の天気予報だと思っして下さい。テレビ等で明日は雨です！となれば傘を持っていきましょう！人生も雨風になりますね。同じように人生も雨風

が当然ありますそれが厄年です。ただ人生の雨風を避ける手段を私たちは持ち合わせて居りませんので、神様に守って下さるようお願いをしました。これが厄祓いです。等々
これはあくまでも私の私見でまだまだ沢山の案が提出されておりますので、今後部会・委員会で精査の上実行される事と思いますが、今後とも教化委員会の活動にもご理解下さいますようお願い致します。

◆◆◆女子神たより◆◆◆
正現嶽森稻荷神社宮司 持永圭子

六月二十七日、第二十七回九州地区女子神職協議会研修会が宮崎県神宮会館にて開催された。

研修に先立ち御来賓他三十六名の研修生は宮崎神宮にて正式参拝、開講式後、第一講では鶴戸神宮宮司黒岩昭彦様による「いにしへに学ぶ皇統の護持」と題し、飛鳥く奈良時代にかけて多く御即位された女性天皇とその背景にあった内紛や争いについて解説された。また、皇室に関する国民の意識調査の結果を示し、女性・女系天皇の意味が理解されないままの賛成が多い事、天皇制を守る事により国の安定が守られている事等も

述べられた。
第二講では宮崎花ふぶき一座 座長宮田わか様による「まちに笑顔の花がさく」と題し、教師を目指していた自身がプロのチンドン屋になったきっかけや人に笑顔と元気を与え、出会いを大切にしている事。時代と共に変わる業種や宣伝方法の為、学びの日々である事など場面は違いますが共感することも多かった。

また、親方としてチンドン太鼓(鐘・締太鼓・大胴の組み合せ)を抱え、楽士(サククス・オカリナ奏者)と共に芸を披露され、楽しいひと時もあつた。演奏後、各県より事業報告、今後の予定など発表された。

閉講式では、本部雅裕研修所長より“興味深い参考になる二講演だったと思う。今日の研修会を糧にさらに神明奉仕に励んで頂きたい”と挨拶された。

各種研修等案内

佐賀県神社庁研修所主催

▽雅楽研修会

令和五年八月二十四日(木)

午前九時 受付
午後五時 終了(予定)

一、場所 佐嘉神社
 一、締切 八月二十一日(月)迄

事務報告

【神職帰幽】

■小野 康行 氏
 神社庁三養基地区支部支部長
 八幡神社宮司
 令和五年七月三十日逝去
 (享年 七十五)

謹んでお悔やみ申し上げます

【任命】

■諏訪神社権禰宜 新久田 泰史
 兼ねて白山神社祢宜に任ずる
 兼ねて青幡神社宮司に任ずる
 令和五年六月一日

【本庁委嘱】

■香椎神社宮司 村田 直敏
 佐賀県神社庁駐在教誨師を委嘱する
 任期は令和八年六月三十日迄とする
 令和五年七月一日

【研修了報告】

直轄研修

▼第百四回明階基礎研修(甲)

一、期日 令和五年六月六日～十五日

一、場所 神宮道場
 一、修了者 佐嘉神社祢宜 眞崎 実央
 (二名)

福岡県神社庁研修所主催

▼九州地区中堅神職研修(甲)

一、期日 令和五年六月十九日～二十三日
 一、場所 福岡県神社庁
 一、修了者 八幡宮 宮司 田川美波
 祐徳稻荷神社 権祢宜 宮田有尊
 (二名)

宮崎県神社庁研修所主催

▼第二十七回九州地区女子神職協議会研修会

一、期日 令和五年六月二十七日
 一、場所 宮崎神宮会館
 一、修了者 大木神社宮司 藤友子
 正現嶽森稻荷神社宮司 持永 圭子
 (二名)

【御垣内特別参拝許可願申請】

■伊勢神社宮司 古川 和生
 ・参拝日 皇大神宮
 令和五年七月二日
 豊受大神宮

・員数 令和五年七月二日 第一百一代伊勢会 吉原正博大神 他二八名
 ・参拝日 皇大神宮 和生

■伊勢神社宮司 古川 和生
 ・参拝日 皇大神宮
 令和五年七月十四日
 五六三夜待代表
 定松裕文 他七名

■祐徳稻荷神社宮司 鍋島 朝寿
 ・参拝日 皇大神宮
 令和五年七月二十三日
 豊受大神宮
 令和五年七月二十三日
 下村勇二 他一名

・員数

寄贈書籍等目録並びに御芳名

自 令和五年 七月 一日 至 全 三十一日
 ・神社本廳総合研究所紀要 第二十八号 神社本庁総合研究所 様

・鶴戸 vol.1九六 鶴戸神宮 様

・高知県神社庁報 第八六三号 高知県神社庁 様

・いやひこ 第三一二号 彌彦神社 様

・大美和 第一四五号 大神神社 様

・伊勢神宮崇敬会叢書二七 倭姫命を仰ぐ 倭姫宮御鎮座百年を迎えて― 伊勢神宮崇敬会 様

・霧島山 第一五三号	霧島神宮 様
・箱根 No.二九一	箱根神社 様
・相模 第五三三三号	寒川神社 様
・鹽竈さま 第一九三三号	志波彦神社 様
・神道文化 第三五号	伊勢御師と宇治山田の学問 様
・神道文化 叢書四八	愛媛県神社庁報 第六一〇号
・伊勢御師と宇治山田の学問	愛媛県神社庁 第七号
・一般財団法人 神道文化会	みつみね山 第二六一号
・愛媛県神社庁報 第六一〇号	愛媛県神社庁 様
・教化 えひめ 第七号	三峯神社 様
・北海道神社庁報 第一二八一号	北海道神社庁 様
・お明さま 第二五〇号	御大典奉祝記念事業 奉賛募金委員会より
・三嶋大社	すいとく 第八二八号
・竹駒神社	富ヶ岡 No.一〇九
・富岡八幡宮 様	

神職総会（時局研修会）開催のお知らせ

下記にて恒例の神職総会を開催致しますので、御案内申し上げます。

記

- 1、令和5年8月29日（火・友引）
- 2、午前10時 …「神職賀寿祭」神道青年会主催
- 3、午前10時30分…神職総会
 - 1) 開 会
 - 2) 庁長挨拶
 - 3) 議 事
 - ①令和4年度 神社庁活動報告
 - ②令和4年度 神社庁一般会計決算報告
 - ③神宮大麻頒布推進活動について
 - ④その他
 - 4) 閉 会
- 4、午後1時 …時局研修会（半日間）
 - 1) 開講式
 - 2) 研修（90分×2コマ）

講師：神社本庁渉外部長
参事 小間澤 肇 先生

内容：「憲法改正運動を始めとした神政連の諸活動について」（仮）
- 5、出欠の取纏め

支部長・支部幹事様には同封名簿を作成の上、8月22日（火）までに神社庁宛御回報願います。

以 上

令和五年 国民精神昂揚運動合同研修会開催について

国民精神昂揚運動合同研修会を左記にて開催致しますので、神社関係者お誘い合わせの上、参加下さいますよう御案内申し上げます。

記

□期 日 令和五年九月二十一日(木)～二十二日(金)

□場 所 ホテル龍登園(佐賀市大和町梅野一二〇)

□日 程 九月二十一日(木)

九月二十二日(金)

午後一時 …… 受付

午前 七時 …… 朝 拜

午後一時三十分 …… 開講式

午前 八時三十分 …… 研修③

午後二時 …… 研修①

午前 十時 十分 …… 研修④

午後三時四十分 …… 研修②

午前十一時四十分 …… 閉講式

午後六時 …… 懇親会

正午 …… 解 散

□研修内容(全て仮題/担当コマは調整中です)

・「過疎地域に鎮座する神社の実態と将来的展望」 北 島 一 孝 氏(神社本庁教化広報部教化課長)

・「過疎地域における神社の護持運営」 早 田 信 次 氏(長崎県松浦市鎮座今福神社宮司)

・「神社総代の為の神社祭式・行事作法」 笠 原 猛 氏(稲佐神社宮司)ほか神職有志

□参加費 一名 六、〇〇〇円(宿泊無し・懇親会のみは四、〇〇〇円)

□申込み ・各宮司から支部へは八月二十五日(金)まで

・支部から神社庁へは九月 一日(金)まで

□その他 参加にあたって体調に自信が無い方、重症化リスクがある方などは参加を見合わせるなど、各自にて御検討下さい。